

訪問看護（医療）
大杉病院訪問看護ステーション

当施設は健康保険の指定を受けています。

（岡山県指定 099, 004, 2）

重要事項説明書

令和 7 年 4 月 1 日改正

1. 設置者

法人の名称	医療法人慶真会
法人の所在地	岡山県高梁市柿木町 24
代表者名	理事長 菅田 吉昭
電話番号	(0866) 22-5155

2. 事業所の概要

事業所の名称	大杉病院訪問看護ステーション
事業の種類	訪問看護 介護予防訪問看護
事業所の所在地	岡山県高梁市柿木町 28 番地 1
事業者番号	099, 004, 2
管理者名	末永 京子
電話番号	(0866) 56-1800
FAX	(0866) 22-1535
実施地域	旧高梁市内

※サービス提供地域について、提供地域以外の方はご相談ください。

3. 事業の目的・運営方針

(1) 目的

ご利用者様に対し、訪問看護のサービスを提供し、可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援するとともに、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能向上を目的とする。

(2) 運営方針

利用者等の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養ができるように支援するものとする。

事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービス提供に努めるものとする。

4. 営業日

営業日	月～金
営業時間	受付時間：午前8時30分～午後5時30分
定休日	土曜日・日曜日・国民の祝日・年末年始（12月30日～1月3日）

5. 職員体制

管理者	看護師 末永 京子
看護師等	看護師 2 名以上(病院兼務を含む) 准看護師 3 名以上(病院兼務を含む)

6. 担当職員の変更

- ① いつでも担当の訪問看護職員の変更を申し出ることができます。その場合、当事業所は、訪問看護サービスの目的に反するなど変更を拒む正当な理由が無い限り、変更の申し出に応じます。
- ② 当事業所は、担当の訪問看護職員が退職する等正当な理由がある場合に限り、担当の訪問看護職員を変更することがあります。その場合には、事前に利用者様又はご家族の了解を得ます。

7. 利用料

利用者負担金は、料金の 1 割または 2 割または 3 割負担となります。

訪問看護サービス

*診療報酬改定により変更あり

項目	利用者負担金		
	1 割負担	2 割負担	3 割負担
24 時間対応体制加算	680 円	1, 360 円	2, 040 円
管理療養費（初日）	767 円	1, 534 円	2, 301 円
管理療養費（2 日目以降）	250 円	500 円	750 円
基本療養費Ⅰ（正看）	555 円	1, 110 円	1, 665 円
基本療養費（准看）	505 円	1 010 円	1, 515 円
退院時共同指導加算	800 円	1, 600 円	2, 400 円
情報提供療養費	150 円	300 円	450 円

老人医療受給者及び高齢者医療受給者は訪問利用基本料の 1 割～3 割の負担

上記以外の医療受給者は 2 割又は 3 割の負担（但し 2 割負担は乳幼児のみ）

（１） その他の利用料

交通費

利用者の居宅が、通常の事業の実施地域以外の場合、運営規程の定めに基づき、交通費の実費を請求いたします。なお、自動車を使用した場合は下記により請求いたします。

指定訪問看護サービスを医療保険に基づきご利用の場合は、運営規程の定めに基づき、交通費の実費額を請求いたします。なお、自動車を使用した場合は下記により請求いたします。

交 通 費	通常の事業の実施地域を超えた地点から 1 k mにつき	50 円
-------	-----------------------------	------

(2) 休日加算料

医療保険利用の場合の休日緊急訪問は、交通費の他に休日加算料1500円(税込)をいただきます。

(3) エンゼルケア料12000円(税込)を請求致します。

(4) キャンセル料

ご利用者様のご都合でサービスを中止する場合は、至急事業所までご連絡ください。キャンセルの連絡をいただいた時間に応じて下記によりキャンセル料を請求させていただきます。但し利用者の病状の急変や急な入院等の場合には、キャンセル料は請求いたしません。

① 前日17時30分までにご連絡の場合	キャンセル料は不要です
② 12時間前までにご連絡の場合	介護報酬告示上の額の50%
③ 12時間前までにご連絡のない場合	介護報酬告示上の額の70%

(5) 利用料金などのお支払方法

毎月10日以降に前月分の請求をいたしますので、請求書受領後10日以内に請求書を大杉病院受付窓口まで持参していただきお支払いください。

お支払いいただきますと、領収書を発行いたします。(お支払い方法は現金のみでお願いいたします)

8. サービス提供に関する相談、苦情について

(1) 苦情処理の体制

提供した指定訪問看護に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置いたします。

① 当事業所の相談苦情連絡窓口

TEL:0866-56-1800

担当部署: 大杉病院訪問看護ステーション

担当者: 末永 京子

受付時間: 午前8:30~午後5:00(土・日・祝日・年末年始を除く)

※ご不明な点はお尋ねください。ご相談については各市区町村で受け付けております。

② 行政機関等

当事業所以外に下記の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

※行政機関その他苦情受付機関

受付時間8:30~17:15(土・日・祝日・年末年始を除く)

◎高梁市役所健幸長寿課

高梁市松原通2043

電話(0866)21-0299 FAX(0866)-23-0655m あり

◎高梁市健幸長寿課 苦情処理班

電話(0866-42-2522)

◎岡山県国民健康保険団体連合会 介護サービス苦情相談窓口

岡山市北区桑田町17番5号

電話(086)223-8811 FAX(086)-223-9109

9. 提供するサービスの内容

(1) 訪問看護計画書の作成

主治医からの指示を受け、利用者に係る居宅介護支援事業者が作成した居宅サービス計画(ケアプラン)に基づき、利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた訪問看護計画書を作成します。

(2) 訪問看護の提供

- ① 病状・障害・全身状態の観察
- ③ 清拭・洗髪等による清潔の保持
- ④ 食事及び排泄等日常生活の世話
- ⑤ 褥瘡の予防・処置
- ⑥ リハビリテーション
- ⑦ ターミナルケア
- ⑧ 認知症患者の看護
- ⑨ 療養生活や介護方法の指導・助言
- ⑩ カテーテル等の交換・管理
- ⑪ その他在医師の指示による医療処置

10. 個人情報の保護について

事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いませぬ。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いませぬ。

11. 緊急時の対応方法

当事業所におけるサービスの提供中に、ご利用者様に容体の変化などがあった場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

主治医	病院名	
	主治医氏名	
	連絡先	
ご家族	氏名	(続柄：)
	連絡先	
緊急連絡先	氏名	(続柄：)
	連絡先	
主治医・ご家族などへの連絡基準		

12. 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定訪問看護の提供により事故が発生した場合は、岡山県、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、利用者に対する指定訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

当事業所は、利用者に対する訪問看護の提供開始に際し、利用者及びその家族に対して本書面に基づいて、重要事項を説明しました。

令和 年 月 日

訪問看護及び介護予防訪問看護

事業者	岡山県高梁市柿木町 24 医療法人慶真会
事業所	岡山県高梁市柿木町 28 番地 1 大杉病院訪問看護ステーション

説明者

職 名 _____

氏 名 _____

個人情報保護の使用に係る同意書

以下に定める条件のとおり、利用者及び家族は、医療法人 慶真会（事業所：大杉病院訪問看護ステーション）が、私及び家族の個人情報を下記の利用目的で必要最低限の範囲で使用・提供・または収集することに同意します。

1. 利用期間 介護、医療サービス提供に必要な期間および契約期間に準じます。

2. 個人情報の使用目的

- (1)介護保険における介護認定の申請及び更新・変更の為
- (2)利用者に関わる介護計画(ケアプラン)を立案し、円滑にサービスが提供される為に実施するサービス担当者会議での情報提供
- (3)医療機関・福祉事業者・介護支援専門員・介護サービス事業者・自治体(保険者)・その他の社会福祉団体などとの連絡調整のため
- (4)利用者が、医療サービスの利用を希望している場合及び主治医の意見を求める必要のある場合
- (5)利用者が利用する介護事業所内のカンファレンスのため
- (6)行政の開催する評価会議・サービス担当者会議
- (7)その他サービス提供で必要な場合
- (8)上記各号に関わらず、緊急を要する時の連絡などの場合

3. 使用条件

- (1)個人情報の提供は必要最低限とし、サービス提供に関わる目的以外決して利用しません。また、利用者とのサービス利用に関わる契約の締結前からサービス終了後においても、第三者に漏らしません。
- (2)個人情報を使用した会議の内容や相手方などについて経過を記録し、請求があれば開示します。

令和 年 月 日

利用者 住所

氏名

代筆者 氏名

ご家族 住所

氏名

続柄